

沖縄県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例

沖縄県国民健康保険調整交付金条例（平成17年沖縄県条例第56号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

国民健康保険法の一部が改正され、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため県が交付する国民健康保険調整交付金が廃止されることに伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。